

令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の良好で快適な住生活環境の形成を図るため、個人及び団体等が行う飼い猫又は飼い主のいない猫、多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫（保護する） 町内に生息していた猫を保護し、継続的に給餌、水等の世話、管理をしている猫をいう。
- (6) 飼い主のいない猫（保護しない） 町内に生息していた猫に避妊手術を受けさせ、手術後に保護した場所に戻す猫をいう。
- (7) 多頭飼育猫 不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者又は町内に事務所若しくは住所を有する団体であって、町税等の滞納が無い者であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自らが管理する飼い猫に対し、動物病院で避妊手術を受けさせようとする者
 - (2) 町内に生息する飼い主のいない猫(保護する)に対し、動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
 - (3) 町内に生息する飼い主のいない猫(保護しない)に対し、動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
 - (4) 不適正な飼育原因により町内に生息する複数の猫が自己の管理下にあり、町長が多頭飼育を行っていることを認めた者又は団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助を受ける者は補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 避妊手術に要する費用
- (2) その他町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、不妊手術1件につき1万円又は去勢手術1件につき5,000円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき8,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額とする。

2 算定された額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 補助は、同一年度内において、飼い猫については生計を同一にする者の世帯で1年度1匹までとする。ただし、町内に生息する飼い主のいない猫、多頭飼育猫、その他町長が特別に認める場合についてはこの限りでない。

(補助金の申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下申請者という)は、事前に動物病院に避妊手術の予約を行い、町長が別に定める日までに、規則第5条に規定する交付申請は令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金事業計画兼交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の補助金の補助金事業計画兼交付申請書(様式第1号)を受理したら、前条に基づき、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付すべきものと決定した時は、令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業等実績報告)

第8条 規則第14条に規定する実績報告は、令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金実績報告書(様式第3号)によるものとし、申請者は、事業完了後すみやかに次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)領収書の写し

(補助事業の中止申請)

第9条 申請者が、補助事業を中止するときは、事業中止申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付確定の内容に適合すると認められるときは、補助金の交付額の確定を行うものとし、令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者が、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度大江町猫不妊去勢手術費補助金請求書(様式第6号)により町長に請求するものとする。

(遵守事項)

第12条 第3条第1項第3号に該当する申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)当該手術を受けた猫を保護しない場合、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。
- (2)当該手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

(帳簿等の保管)

第13条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。